

令和7年10月8日

青森県教育委員会第921回定例会

期 日 令和7年10月8日（水）
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

- 報告第1号 議案に対する意見について…………… 1

3 陳 情

- 陳情第1号 県立郷土館の整備に係る件について…………… 2

4 議 案

- 議案第1号 青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針について
…………… 3
- 議案第2号 市町村立学校職員の人事について ……（非公開の案件）
- 議案第3号 市町村立学校職員の人事について ……（非公開の案件）
- 議案第4号 青森県立郷土館協議会委員の人事について …… 4

5 その他

- 東青地区特別支援学校教室不足対応方策（案）について …… 5
- 特別支援学校の校名変更の方針について …… 8
- 県立高等学校教育改革に係る件について …… 11
- 職員の懲戒処分の状況について …… 12

4 閉 会

報告第 1 号

議案に対する意見について

知事から意見を求められた下記議案について、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第 4 条第 1 項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意したので、ここに報告します。

記

- 1 令和 7 年度青森県一般会計補正予算（第 2 号）案（教育委員会所管分）
- 2 職員等の旅費及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例案
- 3 工事の請負契約の件

陳情第 1 号

県立郷土館の整備に係る件について

1 「新たな県立郷土館の整備に関する意見書」の件

- ・ 提出者住所 青森県青森市中央 1 丁目 2 2 番 5 号
- ・ 提出者氏名 青森市議会議長 奈良岡 隆
- ・ 受理年月日 令和 7 年 1 0 月 2 日

議案第 1 号

青森県立高等学校魅力づくり推進計画 基本方針について

青森県立高等学校魅力づくり推進計画基本方針を別紙のとおり定める。

1 基本方針の策定に係る経緯

令和 7 年 2 月 2 0 日 青森県立高等学校魅力づくり検討会議から検討
結果報告書の提出

8 月 6 日 基本方針（案）の公表

8 月 7 日～ パブリック・コメントの実施

8 月 1 9 日～ 地区懇談会の開催

2 パブリック・コメント及び地区懇談会の状況

（1）パブリック・コメント

①実施期間：令和 7 年 8 月 7 日～ 9 月 5 日（3 0 日間）

②提出件数：5 人延べ 2 4 件

（2）地区懇談会

①開催日：令和 7 年 8 月 1 9 日、2 0 日、2 1 日、2 5 日、2 6 日
[県内 6 地区 6 会場]

②参加者数：計 4 5 人

3 基本方針の修正内容等

参考資料のとおり

4 今後のスケジュール

令和 7 年 1 0 月 1 4 日～ 2 0 日 地区懇談会の開催 [県内 6 地区 6 会場]

令和 7 年 1 1 月～令和 8 年 2 月 学校の在り方地区検討委員会の開催
[県内 6 地区各 3 回程度]

令和 8 年 1 0 月頃 前期実施計画の策定

議案第 4 号

青森県立郷土館協議会委員の人事について

青森県立郷土館協議会委員の人事を次のとおり行う。

長	根	朋	子
佐	藤	史	子
山	田		昭
加	賀	千	裕
西	川	智香	子
高	橋	多恵	子
工	藤	清	泰
葉	山		茂
小保内		裕	之
柿	野		亘
竹	中	恵	理

青森県立郷土館協議会委員に任命する

任期は令和 7 年 1 0 月 2 1 日から令和 9 年 1 0 月 2 0 日までとする

令和 7 年 1 0 月 8 日

青森県教育委員会

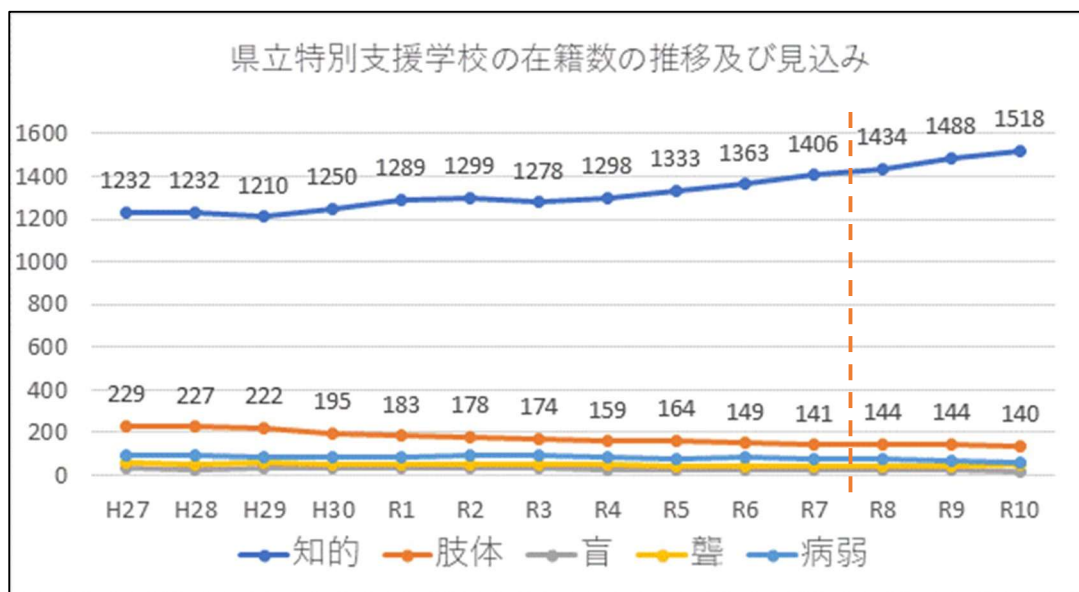
[その他]

東青地区特別支援学校教室不足対応方策（案）

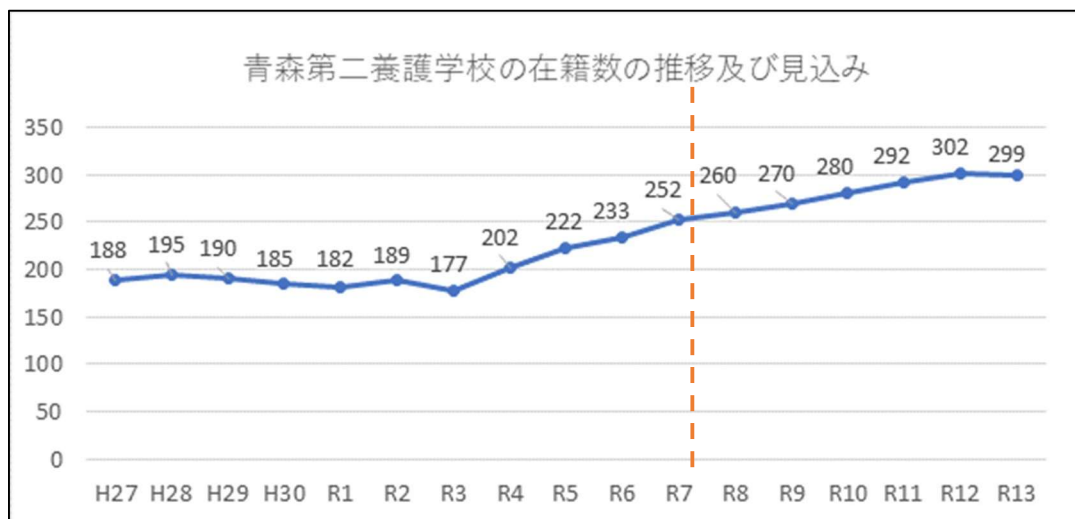
1 本県特別支援学校における児童生徒数等の現状

近年、知的障がいを対象とした特別支援学校については児童生徒数の増加が続き、令和8年度以降も増加が見込まれる状況にある。

一方、それ以外の特別支援学校については、児童生徒数が横ばい又は減少傾向にある。



知的障がい特別支援学校の中でも、特に青森第二養護学校の在籍数がここ数年急増している。



青森市内の特別支援学校において教室不足となっているのは青森第二養護学校のみであり、令和8年度以降さらに不足教室数が増加する見込みである。

一方、同じ青森市内に所在する肢体不自由特別支援学校である青森第一養護学校及び知的障がい・肢体不自由併置の青森第一高等養護学校は在籍数が減少

傾向にあり、教室数にも余裕がある。

学校名			R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
青森第二養護学校 (知的・小中高)	教室数	在籍数	252	260	270	280	292	302	299
	51	認可学級数	56	61	60	60	62	63	61
		教室不足数	5	10	9	9	11	12	10
青森第一養護学校 (肢体不自由・小中)	教室数	在籍数	34	35	36	35	30	32	30
	25	認可学級数	14	16	16	16	13	14	13
		教室不足数							
青森第一高等養護学校 (知的/肢体不自由・高)	教室数	在籍数	35	28	33	38	42	42	40
	15	認可学級数	9	8	8	7	8	8	8
		教室不足数							

2 学びの環境の改善に向けた課題

① 青森第二養護学校

青森市内唯一の知的障がいの小中学部を設置する学校のため東青地区の児童生徒が集中する環境にあり、これまで増築や特別教室の普通教室への転用で対応してきたが、更に児童生徒数が増加した場合、**これ以上の教室不足への対応が困難な状況**である。

市内東部（戸山地区）に立地していることから、市内西部の児童生徒にとっては**通学時間が長くなる**という現状がある。

② 青森第一養護学校

青森市内の肢体不自由特別支援学校は、青森第一養護学校（小中学部設置）及び青森第一高等養護学校（高等部設置）があるが、両校は設置場所が離れている。

中学部から高等部への引継をスムーズに行い、卒業後の進路まで見通した指導の充実のため、特別支援学校PTA連合会から**青森第一養護学校への高等部設置の要望**が出されている。

③ 青森第一高等養護学校

平成27年度と比較すると**生徒数が半減**（平成27年度67人→令和7年度35人）しており、空き教室が増えている。

空き教室を、他の知的障がい特別支援学校の学びの場に活用し、**校舎に児童生徒数が増えることで、多人数での教育活動の実践が可能になる。**

3 学びの環境の改善に向けた分教室の設置の検討

「学びの環境の改善」、「校舎の有効活用」、「児童生徒の通学の利便性の確保」の観点から、当面の対応として分教室の設置を検討し、**実際にニーズがあるのか児童生徒及び保護者に対して意向確認のアンケートを実施。**

- ① 青森第一高等養護学校の校舎（空き教室）を、青森第二養護学校の希望する児童生徒が利用すること
- ② 青森第一養護学校の校舎（空き教室）を、青森第一高等養護学校の希望する生徒（肢体不自由部門）が利用すること

4 アンケート意向確認調査（令和８年度からの分教室の利用希望）の結果

- ① 青森第二養護学校（小学部１年～中学部２年）の分教室（青森第一高等養護学校校舎内）利用
→ 小学部１３名、中学部８名の計２１名（対象者１７４名中）
- ② 青森第一高等養護学校進学希望者（中学部３年）の分教室（青森第一養護学校校舎内）利用
→ 中学部３年２名（対象者２名中）
※中学部１・２年の令和９年度以降の分教室の利用については、対象者８名中８名が希望
- ③ 青森第一高等養護学校（高等部１年～２年）の分教室（青森第一養護学校校舎内）利用
→ 希望者０名

5 令和８年度からの分教室の設置について

青森第二養護学校（小・中学部）については一定数ニーズがあり、青森第一養護学校については中学部が全員、分教室での学びを希望している。

また、青森第二養護学校については、令和８年度に小学部へ入学する児童生徒保護者の意向を確認していないため、今後対象者の意向確認の結果、更に分教室の利用希望が増える可能性がある。

よって、令和８年度から希望する児童生徒保護者のために、以下のとおり当面の間、分教室を設置することとしたい。

- ① 青森第二養護学校小中学部の分教室を青森第一高等養護学校内に設置
- ② 青森第一高等養護学校の分教室を青森第一養護学校内に設置
(あすなろ療育福祉センター入所者以外生徒への分教室利用範囲の拡充)

なお、当面の対応として分教室を設置するが、令和９年度以降の対応については、令和８年度に開催予定の新特別支援教育推進ビジョン（令和１１年度～）検討会議（仮称）において検討する。ただし、令和８年度から分教室で学ぶ児童生徒の学ぶ場所（校舎）は、新ビジョン策定後も変わらない見込み。

[その他]

特別支援学校の校名変更の方針について

1 これまでの経緯

- ① 平成19年改正学校教育法施行（盲・聾・養護学校→障がい種を超えた特別支援学校へ）
 - 特別支援学校校長会やPTA等に意見照会を行った上で検討した結果、校章や校歌に「養」の文字を含む、校名に馴染みがある等の理由で校名変更見送り
- ② 平成29年4月八戸高等支援学校開校（本県の県立学校では初、校名に「支援学校」を用いた学校）
 - 他の学校の校名について特別支援学校PTA連合会等に意見照会したが、丁寧かつ慎重に進めてほしいとの要望があり、校名変更見送り
- ③ 令和6年末現在、校名に「養護」を使用している都道府県は**本県含む8道県**
 - 高等学校長協会や特別支援学校PTA連合会から校名変更の要望が出ている

2 実施の検討

令和9年4月に県立盲学校が青森聾学校敷地内に移転し、青森聾学校と併設、黒石養護学校が旧黒石商業高校跡地に移転する予定。この3校が新校舎となるタイミングで校名を変更することとする。

校名変更の目的として、法律上「盲・聾・養護学校」から「特別支援学校」に一本化されたことを受けた対応であることから、上記3校も含めた特別支援学校について、令和9年4月に校名変更を行うこととし、具体的な検討を行う。

ただし、青森市内の青森第一、青森第二、青森第一高等及び青森第二高等養護学校の4校については、令和8年度に開催予定の新特別支援教育推進ビジョン検討会議（仮称）において、当面分教室を設置する予定の各学校の対応について検討する際、校名変更についても併せて検討する。

3 基本的な考え方

【原則】学校名を「～支援学校」へ

法律上、「盲・聾・養護」から「特別支援学校」に一本化のため。

【盲・聾学校】学校＋関係団体に意見聴取後、新校名を教育委員会会議で決定

盲・聾学校のこれまで継承されてきた長い歴史などの現状を勘案し、学校と関係団体の意見も踏まえ検討・決定する。

学校における意見の検討に際しては、地域の意見としてコミュニティ・スクール（以下「CS」という。）を活用する。

学校名	対応	名称変更後
県立盲学校 八戸盲学校	学校（CS）＋関係団体 意見聴取後、 教育委員会会議で決定	（第1案）現行のまま （第2案）青森視覚支援学校 八戸視覚支援学校
青森聾学校 弘前聾学校 八戸聾学校		（第1案）現行のまま （第2案）青森聴覚支援学校 弘前聴覚支援学校 八戸聴覚支援学校

【第一・第二を含む学校】一般に公募し、提出された意見を基に教育庁内で検討。新校名を各学校に確認後、教育委員会会議で決定

地域によって校名と障がい種が異なっている等の状況を鑑み、公募を行い、意見を集約。検討した新校名案について、学校へ確認する（CSの活用）。

なお、東青地区特別支援学校教室不足対応方策に関連する4校は、令和8年度の新特別支援教育推進ビジョン検討会議（仮称）において、対応を検討する。

学校名	対応	名称変更後
弘前第一養護学校 弘前第二養護学校	公募後、庁内で検討 学校（CS）へ確認後、 教育委員会会議で決定	弘前〇〇支援学校
八戸第一養護学校 八戸第二養護学校		八戸〇〇支援学校
青森第一養護学校 青森第二養護学校	新ビジョン検討会議において 校名変更を検討 対応は上記と同様	青森〇〇支援学校
青森第一高等養護学校 青森第二高等養護学校		青森〇〇高等支援学校 （又は青森〇〇支援学校）

※〇〇部分を公募。高等養護学校の扱いは令和8年度新ビジョン検討会議の結果による。

【上記以外（八戸高等支援学校を除く）】新校名を各学校に確認後、教育委員会会議で決定

これまでの校名となっている地域名を生かしつつ、「～養護学校」から「～支援学校」への変更を基本とする。

新校名案について、学校へ確認する（CSの活用）。

学校名	対応	名称変更後
青森若葉養護学校	右記校名を 学校（CS）へ確認後、 教育委員会会議で決定	青森若葉支援学校
森田養護学校		森田支援学校
黒石養護学校		黒石支援学校
浪岡養護学校		浪岡支援学校
七戸養護学校		七戸支援学校
むつ養護学校		むつ支援学校

【八戸高等支援学校】既に「支援学校」であり、現状のままの校名とする。

4 公募について【対象校…第一・第二を含む学校】

- ① 応募資格 一般県民等（教員や元教員なども可）
- ② 応募ルール フォームでの応募、各校の「〇〇」部分への意見とその提案理由を応募してもらう
公募対象校全校への応募でも一部の学校への応募でも可
- ③ 周知方法 報道機関投げ込み及び県教育委員会ホームページ
- ④ 留意事項 応募数の多さで決定するものではなく、最終的に県立学校としての統一感を考慮して県教育委員会が決定する

5 校名変更スケジュール

令和7年	10月8日	教育委員会会議（校名変更の方針報告）
	11月～	【公募校】フォームによる公募（1か月程度） 【盲・聾学校】学校＋関係団体意見聴取 【上記以外】変更案の学校への確認
令和8年	1月～2月	各校CS開催時期
	3月	教育庁で学校からの意見を踏まえ整理・調整 教育委員会会議で校名決定、公表
	6月～	条例改正等、学校における校章変更等の手続き
令和9年	4月	新校名スタート

[その他]

県立高等学校教育改革に係る件について

1 「地域等と一体となった高等学校の魅力化、活性化に係る要望書」の件

- ・提出者住所 青森県三戸郡三戸町大字在府小路町 4 3
- ・提出者氏名 地域校立地町村連絡協議会会長 沼澤 修二 外 3 名
- ・受理年月日 令和 7 年 9 月 2 2 日

[その他]

職員の懲戒処分の状況について 令和7年10月（9月1日～9月30日分）

青森県教育委員会

事案1 （処分後速やかに公表した事案）

- ①被 処 分 者 県内の中学校 教諭（26歳 男性）
- ②事案の概要等 18歳未満の者に対するわいせつ行為
 - ・ 令和7年7月5日、青森市内のホテルにおいて、18歳未満と知りながら女子中学生に淫らな行為を行ったもの。
- ③処 分 内 容 免職
- ④処分年月日 令和7年9月29日

事案2 （処分後速やかに公表した事案）

- ①被 処 分 者 西北地域の小学校 教頭（53歳 男性）
- ②事案の概要等 酒気帯び運転
 - ・ 令和7年7月19日（土）午前4時48分頃、つがる市内の県道154号において、酒気を帯びた状態で自動車を運転したもの。
 - ・ 令和7年7月18日（金）午後6時頃から午後10時30分頃まで、2軒の飲食店でビールなどのアルコールを摂取した。
 - ・ 退店後、運転代行に連絡したが「時間がかかる」と言われたため、有料駐車場に停めている車内で寝た。
 - ・ 翌日午前4時30分頃、目が覚めて駐車場から出車した後に、飲酒運転の取り締まりをしていた警察官に呼び止められた。
 - ・ 警察官によって行われた呼気検査により、呼気中濃度0.25mg/Lのアルコールが検出された。
- ③処 分 内 容 免職
- ④処分年月日 令和7年9月29日

事案3 (処分後速やかに公表した事案)

①被 処 分 者 県立学校職員 (19歳 女性)

②事案の概要等 酒気帯び運転

- ・ 令和7年7月15日(火)午前6時頃、青森市内の市道において、酒気を帯びた状態で自動車を運転したもの。
- ・ 令和7年7月14日(月)午後11時30時頃から翌日午前4時頃まで、1軒の飲食店でチューハイなどのアルコールを摂取した。
- ・ 退店後、有料駐車場に停めている車を運転した後に、飲酒運転の取り締まりをしていた警察官に呼び止められた。
- ・ 警察官によって行われた呼気検査により、呼気中濃度0.43mg/Lのアルコールが検出された。

③処 分 内 容 免職

④処分年月日 令和7年9月29日

事案4 ①被 処 分 者 東青地域の小学校 教諭 (26歳 男性)

②事案の概要等 人身事故

- ・ 令和7年4月16日(水)午前7時5分頃
- ・ 青森市内の市道
- ・ 駐車場から左折して車道に出ようとしたところ、歩道を通行していた歩行者と衝突したもの。
- ・ 事故の相手方(1名 約1週間の加療)

③処 分 内 容 減給1月

④処分年月日 令和7年9月24日

⑤そ の 他 令和6年6月12日に物損事故、令和6年9月7日に速度超過を起こしていることから、量定を加重